

1. 栗山自動車の保険補償は以下のとおりです

万一事故の場合でも
下記の限度額の範囲で保険金が給付されます。

保険金が給付されない例

- 事故を警察に届けなかった場合(事故証明がない場合)
- 借受期間を事前の連絡なく延滞して使用された場合の事故
- 無免許運転による事故
- 酒酔い・酒気帯び運転による事故
- 出発時にお申出いただいた方以外が運転して起こした事故
- その他栗山自動車貸渡約款に掲げる事項に違反があった場合など

対人 他人を死傷させたとき

1名につき：**無制限**

自賠責保険を含む



人身傷害 同乗者を死傷させたとき

1名につき：**3,000万円まで**



対物 他人の車や物に損害を与えたとき

1事故につき：**無制限**

免責5万円



車両 貸出車両に損害を与えたとき

1事故につき：**時価まで**

免責10万円



※保険の免責金額および給付される保険金を超える損害額はお客様のご負担となります。

※保険契約の免責事項に該当する事故の場合、保険金は給付されません。また警察の事故証明のない場合、保険金が給付されない場合もございます。

2. 万一事故を起こされた場合、お客様の負担は以下のとおりです

※ノンオペレーションチャージは、免責補償制度加入の有無にかかわらず申し受けます。

保険の免責額	保険で補償額を超える場合	ノンオペレーションチャージ (NOC)/非課税
保険で補償されない免責金額をご負担いただけます。 ■対物：50,000円 ■車両：100,000円	保険の補償額を超える損害額および保険金が給付されない場合の損害額をご負担いただけます。 (例) ●人身傷害 3,000万円 超えの損害 ●酒気帯び運転など保険金が給付されない事項に該当する場合	万一事故・盗難・故障・汚損等を起こされ、車両の修理・清掃等が必要になった場合、その期間中の営業補償の一部として下記金額をご負担いただけます。 ※上記保険制度とは異なりますのでご注意ください。 レンタカーで自走し、予定の店舗に返却された場合 …… 20,000円 レンタカーで自走出来ず、予定の店舗に返却されなかった場合 …… 50,000円 ※走行可能でも店舗に返却されなかった場合(路上放置等)は50,000円を申し受けます。
免責補償制度 この制度にご加入されますと、保険が適用される事故の場合、上記免責額のお支払いが免除されます。 ■免責補償料：2,200円(税込) /1日(24時間まで)		

3. 事故・故障が発生した場合

事故が発生した場合、以下の対応および出発店舗へのご連絡をお願いいたします。

<p>事故</p> <p>事故が発生した場合は、警察で事故証明を取得できる様に手続きしてください。</p> <p>負傷者の救護 → 警察への連絡 → ご出発店舗へ連絡</p>	<p>故障</p> <p>事故や車両に不具合が生じた場合は、出発店にご連絡ください。</p>	<p>営業時間外</p> <p>営業時間外は下記へご手配いただき翌朝に出発店舗へのご連絡をお願いいたします。 あいおいニッセイ同和損保(事故受付センター) 0120-395-024</p>
--	---	---